

# 岐阜県公報

号外 (一) 平成二十八年一月二十一日

目  
告 示 次

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

岐阜県告示第二十三号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」といふ。）第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 筆

一 知事指定薬物の名称

- 1 一二（一・五ジメトキシ 四メチルフェニル）エタンアミン及びその塩類（通称「C D」）
- 2 一二〔〔ビス（四フルオロフェニル）メチル〕スルフィニル〕ニメチルアセトアミド及びその塩類（通称Modafinidz）
- 3 一 メトキシ 三・三ジメチル一オキソブタン 二 イル＝一（シクロヘキシリメチル）一H インダゾール 三 カルボキシラート及びその塩類（通称MO CHMINACA）

二 指定の理由

- 一 条例第一条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。
  - 二 指定の効力が発生する日
- 平成二十八年一月二十一日

平成二十八年一月二十一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社